

## 豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市が所有する土地及び豊中市が管理する都市公園（以下「市有地等」という。）を活用して民間保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）を開設する整備事業者に対し、上下水道、ガス、電気の供給に係る設備（以下「インフラ」という。）の整備等に必要な経費を補助するにあたり、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市有地等を活用した民間保育所の整備を推進することを目的とする。

### (補助要件)

第2条 市は次のいずれにも該当する事業者が市有地等において民間保育所の整備をするときは、民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 豊中市民間保育所設置・運営者公募等により整備候補事業者として選定を受けた事業者
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第31条第3項に規定される特定教育・保育施設給付の支給に係る保育所を運営する者として市町村の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者

### (補助の対象経費)

第3条 補助対象経費及び補助額については、次のとおりとする。

- (1) インフラの整備に関する費用の全額
- (2) 市有地等の測量に関する費用の全額
- (3) その他市長が必要と認める費用の全額

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定による「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付申請書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

### (申請等の時期)

第5条 前条に規定する申請は、事業実施前に行わなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、第5条による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第7条第1項の規定により申請を取下げようとするときは、「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付申請取下書（様式第3号）」により行わなければならない。

(補助決定の変更等)

第8条 補助事業者は補助金の交付決定後、規則第8条第1項の規定により申込み内容を変更しようとする場合には、「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金内容変更申請書(様式第4号)」により、市長に承認を申請しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は規則第8条及び第12条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更しようとするときは、「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第5号)」により行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象となる事業が完了したときは、当該事業の完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第10条の規定により「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金実績報告書(様式第6号)」を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要に応じ事業完了状況を実地に検査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金確定通知書(様式第7号)」にて、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。  
2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の手続きについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月9日から施行し、平成28年4月1日以降の事業実施分から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)

所在地

法人名

代表者職・氏名

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付申請書

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金の交付を受けたいので、豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称：豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備事業

2. 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 申請額内訳

	①補助対象経費	②補助基準上限額	③補助額 (①の合計額)
工事請負費 (A)	円	申請額全額	円
工事事務費 (B)	円		
実施設計費 (C)	円		
合計	円		

4. 整備を行う事業所の所在地、名称、補助種別

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 (仮称) \_\_\_\_\_

種別  インフラ整備  測量  その他 \_\_\_\_\_

5. 添付書類

- ①事業計画書 ②歳入歳出予算書 ③A4 判設計図書 ④全体図 (整備箇所との位置関係が分かるもの)  
⑤工事 (測量) 予定価格積算書及び設計監理予定価格積算書 ⑥工程表 (整備スケジュール表)  
⑦その他、本市が必要とする書類

## 事業計画書

項 目	内 容	
所在地		
設置主体		
補助種別	<input type="checkbox"/> インフラ整備 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> その他	
事業内容		
資金計画	①工事請負費（工事費）	円
	②工事事務費（設計監理費）	円
	③実施設計費	円
	④小計	円
	⑤その他工事費	円
		円
	総事業費	円
整備財源	①補助金	円
		円
	整備財源合計	円
事業期間	工事請負契約予定年月日	年    月    日
	着工予定年月日※1	年    月    日
	竣工予定年月日※1	年    月    日
	事業完了予定年月日※2	年    月    日
	事業開始予定年月日	年    月    日
※1 解体・仮設工事期間を含む。    ※2 対象経費の設備納期を含む。		

・事業内容については、インフラ整備及び測量の実施内容を記載すること。

様

豊中市長

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則及び豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助要綱の規定に基づき通知します。

補助金等の名称	豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金 (施設名 : )
補助金交付決定額	金 円

交付の条件

1. 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
2. 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
3. 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
4. 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
5. 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
6. 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
7. 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
8. この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
9. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
10. 事業完了後に消費税及び地方消費税法の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、市長に報告しなければならない。市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(様式第3号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号にて通知のありました豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金の交付決定については、豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助要綱第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1. 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2. 取下げ理由

(様式第4号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)

所在地

法人名

代表者職・氏名

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金内容変更申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、豊中市長の承認を申請します。

記

1. 変更する内容及びその理由

2. 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

4. 変更申請額内訳

	①補助対象経費	②補助基準上限額	③補助額 (①の合計額)
工事請負費 (A)	円	申請額全額	円
工事事務費 (B)	円		
実施設計費 (C)	円		
合計	円		

5. 添付書類

①事業計画書

②歳入歳出予算書

③その他、本市が必要とする書類

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

様

豊中市長

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をしました豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金については、次のとおり次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1. 取消し・変更の内容

2. 取消し・変更の理由



(様式第6号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)

所在地

法人名

代表者職・氏名

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金実績報告書

年 月 日付けで申込み、年 月 日付け 第 号で交付決定され  
た

補助事業等に係る実績を豊中市補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称：豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備事業

2. 補助金交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 整備を行った事業所の所在地・名称・補助種別

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

種 別  インフラ整備  測量  その他 \_\_\_\_\_

4. 添付書類

①事業実績報告書

②歳入歳出決算書

③写真（整備等の状況が分かるもの：A4に集約）

④設備図・測量図

⑤工事（測量）についての契約関係書類の写し

⑥監理（設計）についての契約関係書類の写し

⑦事業完了が確認できる書類（工事完了届など）の写し

⑧その他、本市が必要とする書類

## 事業実績報告書

項 目	内 容	
所在地		
設置主体		
補助種別	<input type="checkbox"/> インフラ整備 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> その他	
事業内容		
資金計画	①工事請負費（工事費）	円
	②工事事務費（設計監理費）	円
	③実施設計費	円
	④小計	円
	⑤その他工事費	円
		円
	総事業費	円
整備財源	①補助金	円
		円
	整備財源合計	円
事業期間	工事請負契約年月日	年 月 日
	着工年月日	年 月 日
	竣工年月日	年 月 日
	事業完了年月日	年 月 日
	事業開始年月日	年 月 日

・事業内容については、インフラ整備及び測量の実施内容を記載すること。

(様式第7号)

第 号  
年 月 日

様

豊中市長

豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をしました豊中市民間保育所整備に係るインフラ等整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1. 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円